

●香川県告示第370号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

綾歌郡宇多津町吉田4000番地

YKK AP株式会社 四国事業所 事業所長 大野 泰平

(2)事業場の所在地及び名称

綾歌郡宇多津町吉田4000番地

YKK AP株式会社 四国事業所

(3)特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	0.1 t/日	
工 期 等	工事着手予定年月日	平成19年8月20日	
	工事完成予定年月日	平成19年9月20日	
	使用開始予定年月日	平成19年9月21日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続4時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	1～2	1～2
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	25	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	浮遊物質 (mg/l)	10	20
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
りん含有量 (mg/l)		0.1	1
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		20	50

変更しようとする特定施設

種	類	酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	①65 t/日、②107 t/日	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの		連続24時間使用	

使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	4～9	2～11
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	25	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	浮遊物質 (mg/l)	500	1,000
	窒素含有量 (mg/l)	30	60
	りん含有量 (mg/l)	0.1	1
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①(変更前)1,540 (変更後)2,400 ②(変更前)2,660 (変更後)3,240	①(変更前)1,600 (変更後)2,500 ②(変更前)2,850 (変更後)3,500

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
能	力	11,520 m ³ /日			
汚水等の処理方式		高速凝集沈殿分離法			
工期等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	4～9	2～11	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	25	30	25	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	20	40	20	40
	浮遊物質 (mg/l)	500	1,000	20	30
	窒素含有量 (mg/l)	30	60	30	60
りん含有量 (mg/l)	0.1	1	0.1	1	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前)5,748 (変更後)5,660	(変更前)6,125 (変更後)6,050	(変更前)5,748 (変更後)5,660	(変更前)6,125 (変更後)6,050

(5) 排出水の汚染状態及び量

	区 分	第 1 排 水 口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	25	30

	(mg/l)		
化学的酸素要求量		20	30
	(mg/l)		
浮遊物質	(mg/l)	20	30
窒素含有量	(mg/l)	30	60
りん含有量	(mg/l)	0.1	1
排出水の量	(m ³ /日)	(変更前)5,748(変更後)5,660	(変更前)6,125(変更後)6,050

2 縦覧の期間及び場所

(1)期間

平成19年7月10日から同月31日まで

(2)場所

香川県環境森林部環境管理課

宇多津町住民生活課